

基 本 構 想

(案)

※下線(点線)は、前回からの修正箇所です。

序章 総合計画の策定に当たって

1 策定の目的

総合計画については、平成23年5月に地方自治法が改正され、法的な策定義務が廃止されましたが、生駒市の将来のあり方を展望し、市民にまちづくりの中長期的なビジョンを示すとともに、総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すため、また、最高規範である「生駒市自治基本条例」に総合計画の策定についての定めがあることから、今後もまちづくりの基本指針として総合計画が必要であると考え、引き続き策定します。

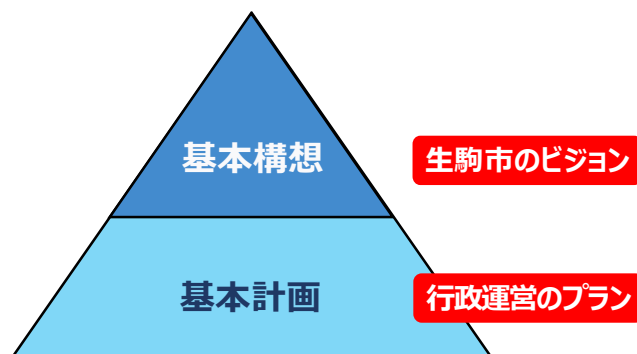
第19条（総合計画等の策定）

市は、市民参画の下、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画（以下これらを「総合計画」という。）をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。

2 総合計画の位置付けと構成

第6次総合計画は、市の最上位計画に位置付けられ、各分野の行政計画の基本となる総合的な市政運営の指針です。

生駒市自治基本条例における「総合計画」の定義に合わせ、「基本構想」と「基本計画」の2つから構成するものとします。



3 基本構想・基本計画の位置付け・役割と期間

従来は、計画体系の中で基本構想と基本計画の役割が明確ではありませんでしたが、第5次総合計画後期基本計画の策定に当たって、計画体系を整理し、基本構想を「生駒市のビジョン」、基本計画を「行政運営のプラン」と位置付け、それぞれの計画の役割を明確化しました。

第6次総合計画においては、「基本構想」と「基本計画」の位置付けと役割、計画期間は、

次のとおりとします。

(1) 基本構想

[位置付け] 生駒市のビジョン（地方公共団体が目指す構想）

[役割] 市民、事業者、行政が協働してまちづくりを行う指針となるもの

基本構想は、地域を構成する市民、事業者、行政等全ての主体が共有する生駒市のまちの将来ビジョンを描くとともに、その将来ビジョンを実現するためのまちづくりの指針となるもので、地方公共団体が実現を目指す構想です。

基本構想は、長期的な将来ビジョンとして、その性格が長期的に変わることのないものであることから、平成31年度を初年度として計画期間は定めません。

なお、概ね10年ごとを目途に基本計画の見直し時期に合わせて、基本構想の評価を実施します。

【計画期間】平成31年度（2019年度）～

(2) 基本計画

[位置付け] 行政運営のプラン（行政が取り組む計画）

[役割] 市長が任期中に基本構想で目指すまちづくりを進めるために、分野ごとに目標とするまちの姿や行政が重点的に取り組む施策を示したもの

基本計画は、市長が任期の期間内において、基本構想に描かれた将来ビジョンを実現するために、行政分野ごとに目標とする目指す姿や行政が重点的に取り組む施策を示したもので、自治体経営を進める上で指針となる行政の取組計画です。

なお、市長任期に対応していくため、計画期間は4年間※とし、市長の任期に応じて基本計画を見直します。

※第1期については、**新元号**5年（2023年）4月に実施予定の市長選挙の翌年度から4年間とするため、**新元号**5年度までの5年間とします。

4 分野別計画との関係

行政の各分野では、多様化する市民ニーズや社会環境の変化に対応するために分野別計画を策定しています。

分野別計画は、法令上の位置付けや計画期間も様々ですが、各々の行政分野が目指すべき方向性や事業の体系を示し、総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定することによって、総合計画を各分野において補完し、具体化していく計画と位置付けます。

第1章 将来ビジョン

1 基本的な考え方

(1) 生駒市民憲章

21世紀及び市制30周年を記念して平成13年に全面改定した「生駒市民憲章」は、市民一人ひとりが心を合わせ、快適で明るく住み良い生駒のまちづくりを進めるための「市民共通の生活の規範」であり、いつの時代にあっても変わらない普遍的な目標として定着しています。

【生駒市民憲章】

生駒山の豊かな緑に生まれ、自然と歴史と文化が調和しながら発展しつづける生駒市。わたしたちは、ここに住むことへの愛着と誇りをもって、みんなの夢がかなうまちをきずくために、市民憲章を定めます。

1 自然を愛し、人と自然が共生する美しいまちをつくりましょう。

1 お互いに助けあい、安心して暮らせるやさしいまちをつくりましょう。

1 人権を尊重し、心のかよいあうあたたかいまちをつくりましょう。

1 スポーツに親しみ、健康で活力のあるまちをつくりましょう。

1 知恵を出しあい、世界にはばたく文化のまちをつくりましょう。

(2) 生駒市自治基本条例

平成22年4月に施行した「生駒市自治基本条例」は、本市のまちづくりを進めていくための基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりの基本ルールを定めた最高規範です。その前文において、「将来にわたり、すべての市民の人権が尊重され、人と自然が共生する、安全で安心な、健康で活力のある、文化の薫り高いまちづくり」を基本理念と定めています。

また、自治基本条例第19条第1項の規定においては、『基本構想及び基本計画をこの条例の趣旨にのっとり策定』することとされています。

<恒久的な目標>

【生駒市自治基本条例（前文）】

将来にわたり、すべての市民の人権が尊重され、人と自然が共生する、安全で安心な、健康で活力のある、文化の薫り高いまち

<概ね20年先の目標>

【生駒市基本構想 将来都市像】

こうしたことから、市民憲章のまちづくりの考えを踏まえつつ、自治基本条例の基本理念に定めるまちの姿を、いつの時代にあっても変わらない恒久的な目標として位置付け、その目標実現に向けて、基本構想において概ね20年先に実現を目指すまちの姿を「将来都市像」として定めるとともに、そのための「まちづくりの目標」を併せて定めることとします。

2 将来都市像 ※以下は第5次基本構想の記載です

生駒市は緑豊かな自然環境に恵まれながら、大都市へのアクセスが優れた交通利便性の高い、関西を代表する良好な住宅都市として発展してきました。

今後は、この住宅都市という基本的な方向性をしっかりと受け継ぎながら、少子・高齢化、さらには人口減少社会の到来や、地球環境問題の深刻化、安全・安心への不安の高まりという厳しい社会環境においても、いつまでも住み続けたいと思えるまちを築いていきたいと考えています。

まちづくりの主役は市民です。本市には様々な能力や経験をもった市民がたくさんおられます。市民自治の原点に立ち返って、市民の力や地域の活動をまちづくりの推進力とし、人と人がつながることによって、安全・安心、教育や環境など様々な場面で「ぬくもりあふれるまち」を築いていくことを目指します。また同時に、大都市近郊にあり、学研都市に位置づけられているという本市の立地を活かしながら、市内の経済活動の活性化を図り、さらにワークライフバランスの観点にも配慮しつつ、若者や子育て・勤労世代にとって魅力のある「活力あふれるまち」を築いていくことを目指します。そして、可能な限り将来世代に負担を積み残さず、無駄を省き、資源を大切に持続可能なまちづくりを進めていきます。

このような考え方から、本市の将来都市像を次のように掲げます。

【将来都市像】

市民が創る ぬくもりと活力あふれるまち・生駒

3 まちづくりの目標

さらに、この将来都市像を実現するために、市民憲章のまちづくりの考えと自治基本条例の基本理念に定めるまちの姿を踏まえて、まちづくりの目標を次のように定めます。

【まちづくりの目標】

I 安全で、安心して健康に暮らせるまち

II 未来を担う子どもたちを育むまち

III 人権が尊重され、市民が輝く、文化の薫り高いまち

IV 人と自然が共生する、住みやすく美しいまち

V 地域の資源と知恵を活かし、魅力と活力あふれるまち

VI 持続可能な行財政運営を進めるまち

第2章 まちづくりの推進

1 まちづくりの基本理念

本計画に基づくまちづくりを実現する上で、あらゆる分野において常に踏まえるべき共通の考え方として、まちづくりの主体は市民であり、生駒市自治基本条例に基づいて市民の参画と市民・事業者・行政の協働を原則としたうえで、次のとおり基本理念を定めます。

(1) 地域経営の基本理念

① 自助・共助・公助

身近な暮らしに関わるまちづくりにおいては、まず「自助」（自分自身が行う）、次に「共助」（周囲や地域が協力する）、そして「公助」（行政が支援し、補完する）という考え方（補完性の原理）を基本とします。

② 多様な主体との協創

個人のライフスタイルや価値観の多様化が進み、地域社会の担い手不足など地域課題はますます高度化、複雑化しています。1人では解決できない課題も、市民、NPO、事業者等の民間主体が相互に、あるいは民間主体と行政など本来価値観の異なる主体が有機的に連携することで課題解決の可能性は高まります。多様な主体が緩やかにネットワークを形成し、互いが共有できる価値を創造する「協創」のまちづくりを進めます。

(2) 行政経営の基本理念

① イノベーションと持続可能な都市経営

本格的な人口減少や人口密度の低下、高齢化の進展、社会保障経費の増加、公共施設の老朽化、厳しい財政状況、多発化する自然災害など、これまでの様々なシステムの持続可能性を大きく揺るがす変化が本市を取り巻いています。こうした複雑・多様化する社会ニーズの変化に対応するため、庁内で連携を図り、また、必要に応じて既存の行政手法や組織を見直し、革新するとともに、柔軟な施策展開を図り、次世代へ引き継ぐ持続可能な都市経営を行います。

② 客観的な根拠を重視した政策づくり（EBPM）

社会経済構造が急速に変化する中、限られた資源を有効に活用し、信頼されるまちづくりを展開するため、統計など客観的なデータを積極的に利用して、政策目的を明確化し、証拠に基づく政策づくり（Evidence Based Policy Making）を進めるとともに、政策実行後においても、政策とその効果の因果関係を示す客観的なデータを活用して検証し、政策のPDCAサイクルを確立します。

2 まちづくりの重点化の視点

第6次総合計画を推進するにあたり、基本構想において目標に掲げた将来都市像の実現を目指す概ね20年先を展望したとき、個人のライフスタイルや価値観の多様化、人口減少や少子高齢化をはじめとする社会経済状況の変化を踏まえると、市民の生活、市民が属する社会、市民が暮らす都市、それぞれの構造の変化が徐々に進むと考えられます。これらの構造変化に対応するためには、長期的な視野でこれまでの行政サービスやまちづくりのあり方について、方向性の漸進的転換と、分野横断的な施策展開が求められます。

このことから、まちづくりを進めるに当たっては、次の3つの視点から施策の重点化を図ることとします。

(1) 生活構造の視点

個人の生活構造については、高度情報化社会の進展による個人のライフスタイルや価値観の多様化など個人の行動変容が進んでおり、行動変容に即した施策へ転換していく必要があることから、まちづくりを進めるに当たっては、生活構造の変化に対応する視点から施策展開を図ります。

(2) 社会構造の視点

社会構造については、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化が進むとともに、個人が属する集団・コミュニティはこれまでの家族、地域、職場を中心としたものから、世帯形態の多様化やSNSの普及に伴って、趣味やボランティア、副業をはじめ、様々なつながりが世代や空間を超えて数多く緩やかに形成されてきています。まちづくりを進めるに当たっては、こういった社会構造の変化に対応する視点から施策展開を図ります。

(3) 都市構造の視点

都市構造については、上記の生活構造や社会構造の変化に伴って、「自宅と職場を結ぶ」動線を中心としたベッドタウン型の都市構造から、市内の様々な場所で目的に応じて活動や交流ができる場所とそれらを結ぶネットワークが形成されたコンパクト＋ネットワーク型の都市構造への転換が求められます。まちづくりを進めるに当たっては、こういった都市構造の変化に対応する視点から施策展開を図ります。